

事 務 連 絡  
平成25年1月23日

各都道府県担当課 }  
各指定都市担当課 } 御中

総務省自治行政局住民制度課  
総務省自治行政局市町村体制整備課

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により避難している住民の避難場所に関する証明事務の実施時期について（追加）

標記の証明事務については、「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により避難している住民の避難場所に関する証明について（通知）」（平成24年12月19日付け総行住第102号、総行市第175号）により通知するとともに、各避難元市町村における実施時期について、同日付け事務連絡により御連絡したところですが、当該事務の実施を予定する市町村の追加についてお知らせいたします。

#### 記

以下に掲げる各避難元市町村は、それぞれ右に掲げる時期までに、届出避難場所証明書の請求の受理を開始する予定としています（下線部は今回新たに追加した団体です。）。

- |                                 |            |
|---------------------------------|------------|
| ・ <u>いわき市</u> 、 <u>双葉町</u> 、葛尾村 | 平成25年2月1日  |
| ・ 田村市                           | 平成25年2月15日 |
| ・ 大熊町、浪江町                       | 平成25年3月1日  |
| ・ 檜葉町、富岡町、川内村                   | 平成25年4月1日  |

(連絡先)  
総務省自治行政局市町村体制整備課  
福富、浅見  
電話：03-5253-5516  
FAX：03-5253-5592  
E-mail:h.asami@soumu.go.jp

事務連絡  
平成24年12月19日

各都道府県担当課 }  
各指定都市担当課 } 御中

総務省自治行政局住民制度課  
総務省自治行政局市町村体制整備課

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により避難している住民の避難場所に関する証明事務の実施時期について

標記の証明事務については、「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により避難している住民の避難場所に関する証明について（通知）」（平成24年12月19日付け総行住第102号、総行市第175号）により通知したところですが、各避難元市町村における実施時期について、下記のとおり御連絡いたします。

#### 記

#### 1 実施時期

以下に掲げる各避難元市町村は、それぞれ右に掲げる時期までに、届出避難場所証明書の請求の受理を開始する予定としています。

- |              |            |
|--------------|------------|
| ・双葉町、葛尾村     | 平成25年2月1日  |
| ・田村市         | 平成25年2月15日 |
| ・大熊町、浪江町     | 平成25年3月1日  |
| ・楡葉町、富岡町、川内村 | 平成25年4月1日  |

#### 2 その他

上記以外の避難元市町村についても実施することとなった場合には、別途その開始時期について御連絡いたします。

(連絡先)  
総務省自治行政局市町村体制整備課  
福富、浅見  
電話：03-5253-5516  
FAX：03-5253-5592  
E-mail:h.asami@soumu.go.jp